



いばらき宅建



会長・本部長就任挨拶	p 1
平成30年度定時総会開催報告	p 2
平成30年度・31年度役員紹介	p 3
会長・副会長・専務理事紹介	p 3
委員会構成員紹介	p 4
各支部正副支部長紹介	p 4
法定講習会のご案内	p 5
平成30年度宅地建物取引士資格試験について	p 6
不動産コンサルティング技能試験	p 6
判例紹介	p 7～8
「新春の集い」開催報告	p 9
国土利用計画法による事後届出について	p 9
ホームページのリニューアルについて	p 10
全宅連ホームページログインの変更について	p 10
新入会員紹介	p 11

大洗海岸(大洗町)

vol.
135

2018.8.1



会長・本部長就任のご挨拶

(公社) 茨城県宅地建物取引業協会

(公社) 全国宅地建物取引業保証協会茨城本部

会長・本部長 **張 替 武 敏**

この度、平成30年5月29日の第3回理事会、幹事会におきまして、会長・本部長に再任することとなりました。改めましてその職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

昨年は協会創立50周年と言う大きな節目を迎え11月には記念式典を無事に開催する事が出来ました。これもひとえに皆様のご協力によるものであり改めて御礼を申し上げます。

今後も、会員支援事業、会員サービスに関しまして不足の無いよう対応する事を心掛けて協会運営を実施してまいります。また、会員の皆様が協会に対して何を求めているか、常に皆様の声に耳を傾け、少しでもご要望にお応えできるよう協会活動の範囲の中で対応を取らせて頂きたいと存じます。

さて、不動産業界においては、インスペクションへの対応、安心R住宅制度の施行、媒介報酬告示の改正など既存住宅の流通活性化に向けた大きな動きがありました。

そのような中であって、協会と致しましては、平成30年4月1日のインスペクションへの対応開始に先立ちまして昨年の法定研修会では、インスペクションをテーマとして研修を開催し、法が施行される4月1日までに会員の皆様に十分な準備をして頂けるよう迅速な情報公開をしてまいりました。今後も改正民法の施行など、業界の対応が大きく変化する法改正が控えておりますので、業務に直結するようなテーマを厳選し法定研修会を開催して参ります。

また、「安心R住宅制度」につきましては、既に運用が始まっている制度ですが、現在、全宅連において47都道府県の協会会員がこの制度を利用できるよう準備を進めておりますので、準備が整い次第対応を図って参ります。

さらに、協会活動の中心であります公益事業では、法定研修会、無料相談所、地域事業などを通じて一般消費者の方々に対しハトマークのブランド力を積極的にPRを行い入会促進活動を実施させていただき、会員の皆様と各地域の信頼をより一層構築できる事業を実施して参りたいと考えております。

また、会員業務支援事業では、空家バンクの業務提携推進があります。昨年は9自治体と協定を締結致しました。更に、今年度に入りまして既に2自治体と協定を締結し、現在、20自治体と協定の締結をしており今後も多くの自治体と協定の締結が行われる予定です。空家対策は国交省においても重要課題と位置づけられて各種制度の検討が行われています。

このように国並びに自治体が行っている既存住宅の流通促進のための施策と不動産業界との業務が上手にかみ合い、お互いに効果が得られるよう引き続き対応して参りたいと存じます。

以上の通り、今後も、不動産取引が安全・安心でより活発に行われるよう活動して参りますので、会員の皆様におかれましては引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、就任のご挨拶に代えさせていただきます。

平成30年度 定時総会開催

平成30年5月29日にホテルレイクビュー水戸において、(公社)茨城県宅地建物取引業協会、(公社)全国宅地建物取引業保証協会茨城本部の平成30年度定時総会が開催されました。

当日は、来賓として茨城県土木部都市局長伊藤高氏、同部技監兼都市局建築指導課長海老沢和雄氏、同課課長補佐大川仁氏、同課係長深谷昌広氏のご臨席を賜りました。

本年度の総会では、下記の審議事項が審議されました。審議の結果は以下の通りです。

また、同日開催の第3回理事会・幹事会におきまして、正副会長・正副本部長、専務理事・専任幹事選任について審議され、会長・本部長には張替武敏氏、副会長・副本部長には車孝則氏、三輪善夫氏、関根一彦氏又専務理事・専任幹事には倉田建一氏が選任されました。

審 議 事 項

第1号議案	平成29年度貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びに財産目録承認に関する件
第2号議案	理事選任承認に関する件
第3号議案	監事選任承認に関する件

いずれも、提案通り可決承認されました。



張替会長挨拶



ご来賓挨拶：伊藤高様



監査報告：谷島監事



会場風景

平成30年度・31年度 役員紹介

役 職 名		氏 名	所属支部	役 職 名	氏 名	所属支部
常務理事 会構成員	会 長	張 替 武 敏	牛久・竜ヶ崎	理 事	村 山 芳 夫	土浦・つくば
	副 会 長	車 孝 則	水 戸	〃	香 取 隆 之	〃
	〃	三 輪 善 夫	石 岡	〃	飯 田 清 志	〃
	〃	関 根 一 彦	古河・岩井	〃	山 田 正 美	〃
	専務理事	倉 田 建 一	土浦・つくば	〃	笠 川 廣	県 南
	常務理事	鈴 木 英 明	県 南	〃	野 村 隆	〃
	〃	沼 尻 和 彦	県 西	〃	土信田 敏 夫	〃
	〃	井 口 伍 郎	鹿 行	〃	長谷川 勇	県 西
	〃	萩 庭 忠 英	県 北	〃	加 藤 健 司	鹿 行
	〃	辻 村 春 樹	牛久・竜ヶ崎	〃	大坂谷 智	〃
	〃	横須賀 忠 行	水 戸	〃	木 村 公 一	古河・岩井
	〃	笥 田 広 明	土浦・つくば	〃	遠 藤 源一郎	〃
	〃	笠 島 兼 治	県 西	〃	森 秀 明	県 北
理 事		永 井 郁 夫	水 戸	〃	立 川 仁	〃
〃		鈴 木 孝 一	〃	〃	根 本 良 一	牛久・竜ヶ崎
〃		真 家 功 一	〃	〃	山 西 弘一郎	石 岡
〃		富 田 稔	〃	監 事	谷 島 勇	県 西
〃		山 中 芳 博	〃	〃	藤 代 俊 保	鹿 行
〃		神 賀 勇 人	〃	〃	高 橋 法 明	員 外
〃		田 中 清 美	土浦・つくば			

※保証協会の役職は、【本部長、副本部長、専任幹事、常任幹事、幹事、監査】となります。

会長・副会長・専務理事紹介



会 長
張 替 武 敏



副会長
車 孝 則



副会長
三 輪 善 夫



副会長
関 根 一 彦



専務理事
倉 田 建 一

委員会構成員紹介

業 協 会

委員会名	担当副会長	委員長	副委員長	委 員				
総務委員会	三輪 善夫	横須賀忠行	木村 公一	村山 芳夫 立川 仁	鈴木 孝一 根本 良一	笠島 兼治		
財務委員会	関根 一彦	辻村 春樹	香取 隆之	富田 稔 飯田 清志	加藤 健司 野村 隆	森 秀明		
相談業務委員会	三輪 善夫	笥田 広明	山西弘一郎	永井 郁夫 萩庭 忠英 鈴木 英明	井口 伍郎 木村 公一	長谷川 勇 辻村 春樹		
法令遵守委員会	関根 一彦	永井 郁夫	森 秀明	真家 功一 土信田敏夫 鈴木 英明	山中 芳博 根本 良一	田中 清美 山西弘一郎		
人材育成委員会	車 孝則	沼尻 和彦	真家 功一	富田 稔 飯田 清志 笠川 廣	神賀 勇人 井口 伍郎	香取 隆之 大坂谷 智		
情報提供委員会	車 孝則	萩庭 忠英	加藤 健司	鈴木 孝一 辻村 春樹	山田 正美 遠藤源一郎	野村 隆		
綱紀委員会	—	張替 武敏	車 孝則	三輪 善夫	関根 一彦	倉田 建一		

特 別 委 員 会

委員会名	担 当	委員長	副委員長	委 員		
賃貸管理特別委員会	横須賀忠行 (全宅管理 茨城支部長)	村山 芳夫	立川 仁	倉田 建一 沼尻 和彦 山西弘一郎	土信田敏夫 根本 良一	関根 一彦 大坂谷 智

保 証 協 会

委員会名	担当副本部長	委員長	副委員長	委 員		
苦情解決委員会	三輪 善夫	笥田 広明	山西弘一郎	永井 郁夫 長谷川 勇 辻村 春樹	鈴木 英明 萩庭 忠英	井口 伍郎 木村 公一

各支部正副支部長紹介

支 部 名	支 部 長	副 支 部 長			
水 戸	車 孝則	横須賀忠行	永井 郁夫	鈴木 孝一	
土浦・つくば	倉田 建一	笥田 広明	田中 清美	香取 隆之	
県 南	鈴木 英明	笠川 廣	野村 隆	土信田敏夫	
県 西	沼尻 和彦	笠島 兼治	長谷川 勇	谷島 勇	長瀬 崇
鹿 行	井口 伍郎	加藤 健司	宮崎 秀雄	大坂谷 智	栗山 守昭
古河・岩井	関根 一彦	羽富 晶弘	木村 公一	青木 善市	遠藤源一郎
県 北	萩庭 忠英	森 秀明	立川 仁		
牛久・竜ヶ崎	辻村 春樹	根本 良一	鈴木 功	篠藤 寿海	野村 泰円
石 岡	三輪 善夫	赤尾杉昌則	篠根 捷應		

法定講習会のご案内

宅地建物取引士証の更新、または試験合格より一年以上を経て交付を希望される方は知事の指定する法定講習会を受講しなければなりません。

当協会では、茨城県知事の指定のもと、この講習会を開催しております。

宅地建物取引士証の更新の方へは取引士証有効期間満了日6か月以内にご本人へ更新のご案内を送付しております。なお、転居等で住所が変わった方は変更の手続きをしませんと通知が届きませんのでご注意ください。

新規(試験合格から一年を超える方)交付の方は、協会本部あてにご連絡いただければ申込書一式を送付致します。また、申込は郵送にて受付致します。(講習日当日の受付はしていません。)

茨城県外登録の方で、受講を希望される方は、登録している都道府県の知事より県外受講の許可が必要となります。

■平成30年度 宅地建物取引士 法定講習会予定

講習開催日	会 場
平成30年 8月23日(木)	つくば会場:ホテルグランド東雲
平成30年 9月20日(木)	水戸会場:ホテルレイクビュー水戸
平成30年10月10日(水)	つくば会場:ホテルグランド東雲
平成30年11月20日(火)	水戸会場:ホテルレイクビュー水戸
平成30年12月 6日(木)	つくば会場:ホテルグランド東雲
平成31年 1月21日(月)	水戸会場:ホテルレイクビュー水戸
平成31年 2月19日(火)	つくば会場:ホテルグランド東雲
平成31年 3月12日(火)	水戸会場:ホテルレイクビュー水戸

有効期間満了日が近づいたにもかかわらず、講習会開催の通知がない場合は当協会までお問合せ下さい。
※締切りは、各講習会実施日の2週間前になります。

◆つくば会場 ホテルグランド東雲
つくば市小野崎488-1

◆水戸会場 ホテルレイクビュー水戸
水戸市宮町1-6-1



*平成30年度より(公社)全日本不動産協会も法定講習会を実施しております。

講習日のご案内等も二団体から送付されますのでお申し込みの際には、茨城県宅建協会へお申込み下さい。

平成30年度

宅地建物取引士 資格試験

平成30年 **10月21日[日]**

午後1時～3時(登録講習修了者は午後1時10分～3時)

試験会場

●一般受験者

茨城大学 ——— 水戸市文京2-1-1
流通経済大学 — 龍ヶ崎市平畑120

●登録講習修了者

茨城大学 ——— 水戸市文京2-1-1

TEL.029-225-5300

公益社団法人
茨城県宅地建物取引業協会

〒310-0066
水戸市金町3-1-3 茨城県不動産会館
<http://www.i-takken.or.jp/>



平成**30**年度

不動産コンサルティング 技能試験

試験日

11月11日(日)／受付開始:8月1日(水)

受験申込期間	2018年8月1日(水)～2018年9月18日(火)
試験日時	2018年11月11日(日) 【択一式試験】午前10時30分～12時30分 【記述式試験】午後2時00分～4時00分
試験地	札幌・仙台・東京・横浜・静岡・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄(予定)
受験料	30,800円(税込)
受験資格	受験申込時点で次のいずれかに該当する方 宅地建物取引士／不動産鑑定士／一級建築士
試験内容	【択一式試験】事業、経済、金融、税制、建築、法律の6科目(50問 四肢択一) 【記述式試験】[必須]実務、事業、経済の3科目[選択]金融、税制、建築、法律の中から1科目選択
合格発表	2019年1月11日(金)

●詳細・お申込みはホームページにて

不動産コンサル試験

検索

このQRコードを読み取っていただくと、
当センターホームページに簡単に
アクセスできます。



公益財団法人 不動産流通推進センター

— 重要事項説明の記載漏れ —

重要事項説明書に 高さ制限の記載漏れがあったが、 説明はされていたとして 買主の損害賠償請求を棄却した事例

購入した中古マンションにつき、建築後 16m の高さ制限が付され、既存不適格建造物であることを重要事項説明書に記載していないことは告知義務違反等にあたるとして、買主が売主及び媒介業者に損害賠償を求めた事案において、口頭にて高さ制限の説明はされていることから告知義務は果たされているとして買主の請求を棄却した事例（東京地裁 平成 28 年 11 月 29 日判決 棄却 ウエストロー・ジャパン）



事案の概要

平成 14 年 3 月、売主 Y1（個人）は、8 階建、高さ 23.5m のマンションの一室である本件マンションを新築で購入した。

平成 16 年 6 月、本件マンションは、16m 第二種高度地区に指定されたため、建物の絶対高さ制限により既存不適格建築物になった。

平成 25 年 6 月、買主 X（原告・個人）は、本件マンションにつき、媒介業者 Y2（被告）及び媒介業者 Y3（被告）の媒介により、Y2 の重要事項説明を受け、売主 Y1（被告・個人）との間で売買契約を締結し、その後引渡しを受けた。

重要事項説明に際し、Y2 は所属協会のホームページより、重要事項説明書の雛形をダウンロードし、「都市計画法・建築基準法に基づく制限の概要」欄のうち、地区・街区等・その他の地域地区等の欄には「第 2 種高度地区」と入力し、建築物の高さの制限の欄の「絶対高さ制限」は、「空欄・10m・12m・無」の 4 つから選択できたところ、空欄に直接パソコンで 16m と入力できなかったため、手書きで記載するため「空欄」を選択してこれを印刷した。本件重要事項説明は、X に交付されたが、「絶対高さ制限」の欄は、空白のままであった。

平成 27 年 2 月、X は、本件マンションは用途変更による高さ制限により既存不適格建築物であり、建替えの際には 5 階程度しか建築できず 6 階以上は再築できないことから契約の目的が達成できない、Y が本件高さ制限及び本件マンションが既存不適格建築物であることの説明をしなかったことは不法行為・債務不履行に該当するとして、仲介手数料 114 万円、マンションの建替え等の際に床面積が減額される価値相当額である 754 万円余など、計 1064 万円余の賠償を請求した。

これに対して Y2 らは、重要事項説明書に「16m の高さ制限が付されていること、本件マンションが既存不適格建築物であること」を記載しなかったことは認めるが、Y2 は重要事項説明の際、本件高さ制限がある旨を口頭で説明しており、告知義務違反はない。また、X は一級建築士であり、都市計画法等の知識は豊富で、建築確認書の閲覧をするなど慎重に検討しており、その調査能力等から知っていた、などと主張してこれを争った。



2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を棄却した。

(1) Y1が本件高さ制限及び本件マンションが既存不適格建築物であること認識していた証拠はないことから、XのY1に対する告知義務違反を前提とする主張には理由がない。

(2) Xは、Y2より本件高さ制限の説明はなかったと主張するが、Y2は重要事項説明の準備のために、都市計画・建築基準法に係る情報を取り寄せ、本件高さ制限があることを確認していたこと、同様の高さ制限のある他の土地建物の媒介において、重要事項説明書の高さ制限の欄に手書きで16mと記載し口頭で説明しているなどの認定事実を総合すると、Y2は本件高さ制限を説明したものと認められる。

Xは、宅地建物取引業法35条及び同47条によれば、Y2らが本件高さ制限を口頭で説明したのみでは、告知義務を尽くしたとは言えず、本件高さ制限及び本件マンションが既存不適格建築物であることの重要事項説明書への記載及び口頭の説明がなければ告知義務違反となるとも主張する。

重要事項説明において、宅建業者が説明すべき方法及びその程度は、買主が一般の消費者か宅建業者等かなどの買主の属性等を勘案して、買主等が当該契約を締結するか否かについて、的確に判断、意思決定ができるものであることを要するところ、Xは一級建築士として20年のキャリアを有し、高さ制限及び既存不適格建築物等についての正確な知識及び理解を示していることからすると、本件高さ制限の説明により、既存不適格建築物である本件物件の状況を正確に理解し、これを購入するか否かの意思決定をすることができたと認めるのが相当であり、Xの告知義務違反があったとの主張には理由がない。

なお、本件重要事項説明書に高さ制限が記載されていないことは、形式的には同法35条に違反するとしてY2らが罰則等を受ける可能性があるとしても、同法に違反することが、直ちにXとの関係で民法上の不法行為責任や債務不履行責任を構成すると考えるのは相当ではない。

Xは、「年計画法・建築基準法に基づく制限の概要」欄には、「④地区・街区等」欄の中の「その他の地域地区等」欄に「第2種高度地区（16m）」と記載すべきであったとも主張するが、仮にY2が記載場所を誤っていたとしても、本件高さ制限を口頭で説明すれば、本件高さ制限が付されていることは認識できるので、不法行為又は債務不履行とはならないというべきである。

(4) 以上により、XのYらに対する請求はいずれも理由がないから、これを棄却する。

3 まとめ

重要事項説明の誤記・漏れは、業法35条に違反するとしても、直ちに買主との関係で直ちに民事上の債務不履行責任や不法行為責任が発生するものではないとされる。

しかし、重要事項説明書の不備は、宅建士としてあってはならないことである。本件トラブルは媒介業者の不注意が招いたものとも言え、口頭で説明していたことを立証できなければ、民事上の責任を負う可能性もあったと思われる。

重要事項説明書の誤記・記載漏れは、その作成途上で起きうるものであり、詳細各に作業を実施していれば、これに気付き、修正できるものである。本件は、必ず原稿完成後の再確認を行うことの重要性を改めて認識させる事案である。



新春の集い開催報告

平成30年2月23日(金)、午前11時より水戸プラザホテル2階「ボールルーム」におきまして、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会第2回「新春の集い」を開催いたしました。

大井川知事をはじめ、衆参国會議員、県議會議員、市町村長、関係団体の方々をお招きし、盛大に開催することができました。

「新春の集い」の目的である対外的認知度の向上、公益法人である本会の事業活動を対外的に啓蒙することができました。



張替会長



大井川知事



岡田参議院議員



市町村長



関係団体

国土利用計画法による事後届出について

土地は貴重な資源であり、私たちの生活や企業活動にとって不可欠な基盤です。そのため国土利用計画法では、土地取引の届出が義務付けられています。

売買などにより一定面積以上の土地の権利を取得した方は、契約締結日から2週間以内に、土地の所在する市町村への届出が必要になりますので、周知についてよろしくお願いします。

1 届出の必要な面積

【市街化区域】	2,000平方メートル以上
【市街化区域以外の都市計画区域】	5,000平方メートル以上
【都市計画区域外の区域】	10,000平方メートル以上

2 届出の必要な取引

- ・売買
 - ・一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡又は設定
 - ・保留地処分(土地区画整理) 等
- ※農地の取引(農地法第5条第1項 農地転用)の場合を含みます。
- ※上記契約の予約である場合や、停止条件付、期限付、買戻特約付契約である場合も含みます。
- ※一時金とは、地代不払い等の場合に担保とされる敷金や保証金等ではなく、権利金や礼金のようなものを指します。

3 問い合わせ先

茨城県政策企画部水・土地計画課 029(301)2619

(URL: <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/kikaku/mizuto/index.html>)

ホームページのリニューアルについて



ここが変わりました！

- ◆スマートフォンに対応し、利便性が向上いたしました。
- ◆県内のインスペクターの名簿がご覧いただけます。
- ◆明るく見やすくなりました。



全宅連ホームページログインの変更について

会員認証システム導入にともなうID・パスワードの登録手続きについて

平成30年6月13日より新たな会員証システムを導入し、ID・パスワードを会員本店・支店ごとに発行しております。
それ以前のID/パスワードは平成30年8月6日以降使用できなくなります。

(7月6日以降使用できなくなるとお知らせしていましたが、新機種のパスワードへの移行状況を鑑み、使用可能期間を延長しました。)

二、

登録は本店・支店ごとの登録となります。同一店で複数の登録はできません。

ログイン画面 (イメージ案)



二、取得方法

- 2 登録フォームに以下の情報をご登録いただき、
「上記利用目的に同意します」にチェックを入れ、
「登録内容を送信」をクリック

新規登録にご登録いただく項目

- ① 都道府県名
 - ② 免許種別
 - ③ 免許番号
 - ④ 所在地住所
 - ⑤ 会員名 ※自動車部
 - ⑥ 電話番号
 - ⑦ ファックス番号
 - ⑧ ID管理番号
 - ⑨ メールアドレス
 - ⑩ パスワード登録

- ① 登録メールアドレスに登録完了メールとID・パスワードを自動配信

新入会員紹介 (H30.1.1～6.30)

支部名 代表者	種類	免許番号	免許年月日	商号又は名称	所在地	電話	FAX
水戸	知	(1) 7231	H30.4.10	今井不動産			
今井 隆司	今井 隆司		311-1268	ひたちなか市湊中原12610		029-262-4313	262-4313
水戸	知	(1) 7237	H30.5.11	インフィニティラストパートナーズ(株)			
武藤 大志郎	久我 洋平		310-0015	水戸市宮町1-4-4		029-279-0900	224-2350
水戸	知	(1) 7215	H30.1.22	(株)クロサワエステート			
黒沢 弘道	高倉 猛		311-4146	水戸市中丸町519-1		029-254-2455	255-9777
水戸	知	(1) 7214	H30.1.22	常陽宅建			
磯野かおり	佐藤 宏記		312-0052	ひたちなか市大字東石川2996-4		029-352-2929	352-2996
水戸	知	(1) 7236	H30.4.24	はたむら不動産(合)			
塩幡 健一	塩幡 健一		310-0832	水戸市吉田3070-3		029-297-2940	297-2941
水戸	知	(1) 7225	H30.3.22	(株)みらい不動産			
関 達彦	関 達彦		311-4141	水戸市赤塚1-1975-4		029-297-2773	297-2774
水戸	大	(1) 9353	H30.5.16	(株)ヤマダ不動産ひたちなか店			
唐澤 銀司	片岡 勝也		312-0005	ひたちなか市新光町39-2		029-265-3021	265-3022
土浦・つくば	知	(6) 5035	H25.8.6	(株)アベックス つくば支店			
近藤 利一	寺島 純一郎		305-0034	つくば市小野崎131-1松本ビル4階		029-828-6001	858-6004
土浦・つくば	知	(1) 7232	H30.4.12	(株)グローバルホーム			
大山 昌宏	齊藤 真弓		305-0817	つくば市研究学園5-16-3日信ビル1308号室		029-875-5651	875-6870
土浦・つくば	大	(1) 9283	H29.12.13	(株)土屋ホーム つくば営業所			
山川 浩司	岩田 香代子		305-2653	つくば市学園南1-10-7		029-896-6789	896-3711
土浦・つくば	知	(1) 7222	H30.3.12	(有)スリーエスネット			
根本 好徳	君山 守道		300-0844	土浦市乙戸846-1		029-896-8844	896-8900
土浦・つくば	知	(1) 7213	H30.1.15	土浦きらら不動産(株)			
福田 哲男	福田 哲男		300-0043	土浦市中央1-15-21		029-846-6505	846-6506
土浦・つくば	知	(1) 7217	H30.2.13	(株)東郷不動産			
東郷 和男	東郷 和男		305-0067	つくば市館野612-1		029-836-4157	836-4157
土浦・つくば	大	(1) 8808	H27.6.9	(株)松家住宅 北関東支社 茨城支店			
荒井 孝子	門永 智明		305-0074	つくば市高野台2-3-6		029-828-5200	828-5211
県南	知	(1) 7240	H30.5.15	アルファホーム(株)			
水上 昌平	水上 昌平		302-0128	守谷市けやき台5-1-5NKビル101		0297-34-1474	34-1475
県南	知	(1) 7218	H30.2.13	(株)オフィスフクモリ			
佐藤 真由子	吉田 香代子		302-0104	守谷市久保ヶ丘1-9-8-101		0297-21-2271	21-2272
県南	知	(1) 7230	H30.4.10	(株)Kubota Estate			
久保田 庸介	久保田 庸介		300-2337	つくばみらい市谷井田1938-9		0297-21-6570	21-6571
県南	知	(1) 7210	H29.12.18	(株)KENコーポレーション			
清水 賢明	庄田 和樹		302-0115	守谷市中央3-10-1		0120-973-789	0120-973-628
県南	知	(1) 7242	H30.6.1	白布エステート			
岩間 一久	岩間 一久		300-1512	取手市藤代591-5		0297-83-8257	83-8257
県西	知	(1) 7234	H30.4.24	(株)ハマノハウジング			
濱野 登	濱野 登		308-0838	筑西市榎生1-8-3パルネット鶴見101		0296-45-6682	45-6686
鹿行	知	(1) 7228	H30.4.6	(合)神栖不動産			
田村 昂志	田村 昂志		314-0114	神栖市日川4398-2		0299-89-7115	94-6249
鹿行	知	(1) 7211	H29.12.26	(有)秀栄			
宮本 秀雄	宮本 秀雄		314-0112	神栖市知手中央4-6-28		0299-96-3385	96-3385
鹿行	知	(1) 7212	H30.1.15	(有)ひかり住販			
藤井 葉子	藤井 健嗣		314-0027	鹿嶋市佐田647-2		0299-94-2131	94-3150
古河・岩井	知	(1) 7216	H30.1.30	(株)リブライズ			
中村 潤	中村 潤		306-0234	古河市上辺見2720		0280-23-4134	23-4135
県北	知	(1) 7233	H30.4.24	(株)大吉不動産			
小林 美香	小林 美香		319-1535	北茨城市華川町白埜121-57		0293-30-6105	30-6106
牛久・竜ヶ崎	知	(1) 7229	H30.4.6	(株)アシストプラン			
櫻井 拓也	櫻井 拓也		301-0032	龍ヶ崎市佐貫3-14-13		0297-63-5575	63-5576
牛久・竜ヶ崎	知	(1) 7235	H30.4.24	(合)スコーラ			
小泉 不二男	小泉 不二男		301-0000	龍ヶ崎市1790-4		0297-64-2107	64-2107
牛久・竜ヶ崎	知	(1) 7224	H30.3.12	(株)竹屋			
磯貝 努	西野 茂		301-0000	龍ヶ崎市4356		0297-64-5168	64-5169
石岡	大	(1) 9334	H30.3.27	(株)サンライフコーポレーション茨城支社			
工藤 育男	大部 実		309-1702	笠間市五平61-10		0296-73-6681	73-6682

※新規免許取得者研修会へ必ずご参加ください。